

## 平成23年度栃木県人事行政の運営等の状況

# 目 次

1	人事行政の運営の状況	
(1)	職員の任用の状況	1
ア	職員数の状況	1
イ	採用・退職者数の状況	1
(2)	職員の給与の状況	2～28
ア	総括	2～3
イ	一般行政職給料表の状況	3
ウ	職員の平均給与月額、初任給等の状況	3～5
エ	一般行政職の級別職員数等の状況	6
オ	職員の手当の状況	7～15
カ	特別職の報酬等の状況	16
キ	職員数の状況	16～17
ク	公営企業職員の状況	18～28
(3)	職員の勤務時間、勤務条件等の状況	28
ア	勤務時間	28
イ	休暇	28
(4)	職員の分限及び懲戒の状況	29～30
ア	分限処分件数	29
イ	懲戒処分者数	30
(5)	職員のサービスの状況	31～32
ア	年次休暇の取得状況	31
イ	育児休業等の状況	31～32
ウ	介護休暇の状況	32
(6)	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	33～34
ア	職員研修の状況	33
イ	勤務成績評定の状況	34
(7)	職員の福祉及び利益の保護の状況	35～37
ア	福利厚生計画の状況	35～36
イ	公務災害・通勤災害認定件数	37
2	人事委員会の業務の状況	
(1)	職員の競争試験及び選考の状況	38～40
ア	競争試験実施状況	38～39
イ	選考考査実施状況	39～40
(2)	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	40～44
(3)	勤務条件に関する措置の要求の状況	44
(4)	不利益処分に関する不服申立ての状況	44

○栃木県人事行政の運営等の状況の公表

栃木県の人事行政の運営等の状況について、栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年栃木県条例第3号）第4条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年9月30日

栃木県知事 福田 富一

1 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任用の状況

ア 職員数の状況

区 分	職員数（人）						比 較 H18 → H23
	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	
一般行政部門	5,011	4,921	4,843	4,736	4,593	4,518	△ 493
教育部門	16,381	16,240	16,068	15,922	15,762	15,607	△ 774
警察部門	3,612	3,678	3,698	3,758	3,734	3,727	115
公営企業部門	774	795	812	798	800	807	33
合 計	25,778	25,634	25,421	25,214	24,889	24,659	△ 1,119

※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含む。

※2 一般行政部門は、知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいう。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいう。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいう。

※5 公営企業部門は、企業局・病院・下水道管理事務所等に勤務する職員をいう。

イ 採用・退職者数の状況

(ア) 採用者数の状況

区 分	平成22年度採用者数（人）			
	試験採用	選考採用	再任用	計
一般職員	129	104	54	287
教育職員		297	115	412
警察職員	161	31	7	199
合 計	290	432	176	898

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいう。

※2 教育職員とは、教員、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

※3 警察職員とは、警察官をいう。

(イ) 退職者数の状況

区 分	平成22年度退職者数（人）				
	定年	勸奨	再任用満了	その他	計
一般職員	198	34	15	105	352
教育職員	232	123		80	435
警察職員	72	41	2	78	193
合 計	502	198	17	263	980

※ その他とは、普通退職や死亡退職等の退職者数をいう。

(2) 職員の給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況 (平成22年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H21年度 の人件費率
H22 年度	人 1,995,901	千円 774,337,741	千円 8,310,984	千円 227,097,913	% 29.3	% 29.7

(参考) 人件費の内訳 教育費 150,629,625 千円  
警察費 33,274,550 千円  
上記以外 43,193,738 千円

※1 人件費には、職員の給与、特別職の給与、年金等を含む。

※2 普通会計は、一般会計と特別会計(県営林事業特別会計)を合算したものである。

(イ) 職員給与費の状況 (平成22年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H22 年度	人 23,873	千円 103,737,430	千円 19,711,409	千円 39,791,290	千円 163,240,129	千円 6,838	千円 7,252

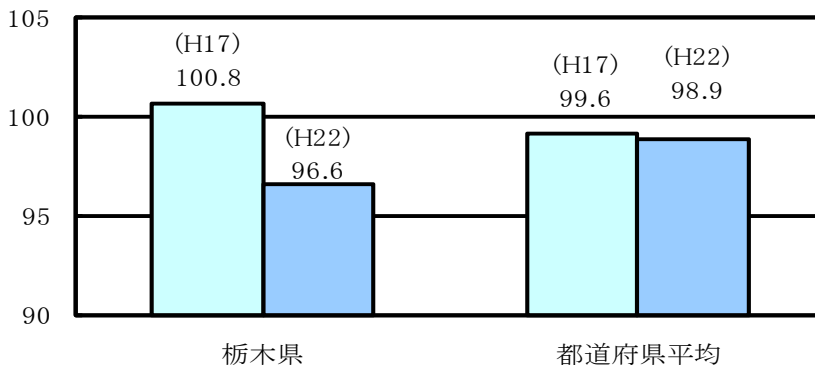
※1 職員手当には、退職手当を含まない。

※2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(ウ) 特記事項

- a 平成21年4月1日から平成24年12月8日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は20%、副知事は15%、常勤監査委員及び教育長は10%の減額措置を実施している。
- b 平成23年4月30日から平成24年3月31日までの間、県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額について、それぞれ5%の減額措置を実施している。
- c 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、県の一般職の職員の給料月額について、5%の減額措置を実施している。

(エ) ラスパイレス指数の状況 (平成22年4月1日現在)



※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

95.5

(平成22年4月1日現在)

(注) 平成22年4月1日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(オ) 給与改定の状況（平成22年4月1日現在）

a 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
H22 年度	円 388,715	円 389,819	円 △ 1,104 (△0.28%)	% △0.28	% △0.28	% △0.19

※ 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース方式により比較した平均給与月額である。

b 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)		
H22 年度	月 3.95	月 4.15	月 △0.20	月 3.95	月 3.95	月 3.95

※ 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

イ 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

単位：円

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

ウ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

a 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
栃木県	44.1 歳	334,759 円	413,074 円	366,372 円
国※1	41.9 歳	325,579 円	— 円	395,666 円
都道府県平均※1	43.7 歳	339,950 円	424,247 円	381,330 円

b 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
栃 木 県	48.7 歳	402 人	321,723 円	372,610 円	348,203 円	-	-	-	-
うち調理員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	調理士	44.2 歳	264,600 円	*
うち用務員	51.5 歳	132 人	327,733 円	375,760 円	354,178 円	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.76
うち電話交換手	58.0 歳	3 人	373,648 円	412,398 円	386,868 円	-	-	-	-
うち自動車 運転手	49.5 歳	116 人	329,383 円	385,577 円	358,449 円	自家用乗用自 動車運転者	56.0 歳	258,900 円	1.49
うちその他	45.3 歳	150 人	309,589 円	358,951 円	331,720 円	-	-	-	-
国※1	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	-	322,291 円	-	-	-	-
都道府県平均※1	49.3 歳	416 人	331,561 円	387,402 円	364,759 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
栃 木 県	-	-	-
うち調理員	* 円	3,553,900 円	*
うち用務員	5,436,887 円	3,008,200 円	1.81
うち電話交換手	-	-	-
うち自動車運転手	5,452,365 円	3,528,400 円	1.55
うちその他	-	-	-

注1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成19年～平成21年の3ヶ年平均）

注2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

注3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

注4 技能労務職員の「その他」は、調理員、用務員、電話交換手及び自動車運転手以外の職員で、土木労務（土木事務所の道路維持補修業務）、農業労務（農業試験場等の農作業）、畜産労務（畜産酪農研究センターの飼養管理業務）等に従事する職員である。

c 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	44.3 歳	372,904 円	426,820 円
都道府県平均※1	44.8 歳	386,923 円	450,762 円

d 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	44.8 歳	370,232 円	415,352 円
都道府県平均※1	44.0 歳	373,665 円	430,570 円

e 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
栃木県	38.6 歳	308,813 円	449,885 円	335,770 円
国※1	41.3 歳	318,139 円	— 円	369,610 円
都道府県平均※1	39.7 歳	325,926 円	469,083 円	371,475 円

※1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額に超過勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(イ) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		栃木県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円 (169,860)	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円 (137,275)	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円 (133,095)	—
	中 学 卒	129,200 円 (122,740)	—
高等学校	大 学 卒	199,700 円 (189,715)	—
教 育 職	高 校 卒	154,900 円 (147,155)	—
小・中学校	大 学 卒	199,700 円 (189,715)	—
教 育 職	高 校 卒	154,900 円 (147,155)	—
警 察 職	大 学 卒	204,500 円 (194,275)	200,000 円
	高 校 卒	172,000 円 (163,400)	158,100 円

※ 上記初任給の額は、平成23年4月1日現在、( )内の額に減額している。

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	256,800 円	305,107 円	350,312 円
	高 校 卒	214,358 円	261,813 円	299,266 円
技能労務職	高 校 卒	該当無し	240,920 円	295,082 円
	中 学 卒	該当無し	該当無し	* 円
高等学校	大 学 卒	293,621 円	348,403 円	387,451 円
教 育 職	高 校 卒	227,146 円	258,514 円	295,625 円
小・中学校	大 学 卒	296,290 円	347,353 円	379,363 円
教 育 職	高 校 卒	該当無し	該当無し	該当無し
警 察 職	大 学 卒	273,972 円	321,850 円	363,039 円
	高 校 卒	243,926 円	288,965 円	331,249 円

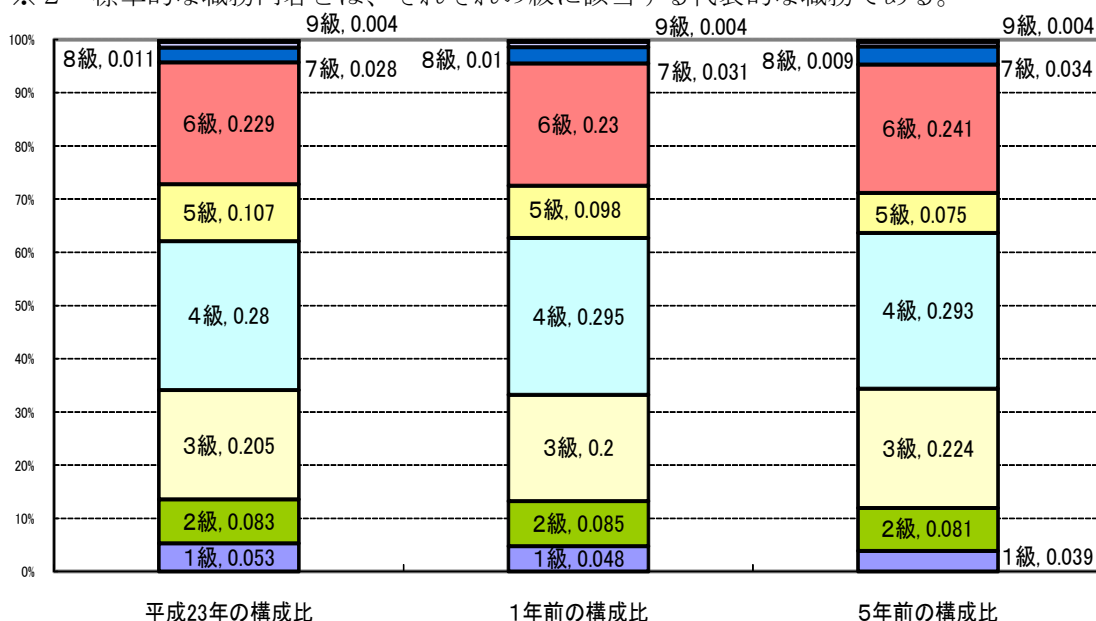
エ 一般行政職の級別職員数等の状況

(ア) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	256 人	5.3 %
2 級	主事、技師	404 人	8.3 %
3 級	主任、主査	996 人	20.5 %
4 級	係長	1,359 人	28.0 %
5 級	副主幹	522 人	10.7 %
6 級	課長補佐、課長	1,111 人	22.9 %
7 級	課長	138 人	2.8 %
8 級	次長	52 人	1.1 %
9 級	部長	19 人	0.4 %

※1 栃木県の職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)に基づく給料表の級区分による職員数である。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※ 平成18年に、11級制から9級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(イ) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施した。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

上記1の評定結果を参考にして、3段階(特に良好・良好・良好でない)の評価を行い、その結果に基づいて昇給区分(5号給以上・4号給・3号給以下)を決定した。



オ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

栃木県				国			
1人当たり平均支給額 (H22年度)				—			
1,611 千円							
(H22年度支給割合)				(H22年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.25 月分	0.7 月分	0.7 月分	6月期	1.25 月分	0.7 月分	0.7 月分
	(0.65) 月分	(0.35) 月分	(0.35) 月分		(0.65) 月分	(0.35) 月分	(0.35) 月分
12月期	1.35 月分	0.65 月分	0.65 月分	12月期	1.35 月分	0.65 月分	0.65 月分
	(0.8) 月分	(0.3) 月分	(0.3) 月分		(0.8) 月分	(0.3) 月分	(0.3) 月分
計	2.60 月分	1.35 月分	1.35 月分	計	2.60 月分	1.35 月分	1.35 月分
	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			
・管理職加算 15～22%				・管理職加算 10～25%			

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施した。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況</p> <p>上記1の評定結果を参考にして、基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間において、その者の勤務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、改善が認められない場合で、割り当てられた業務(期初に定めた目標等)を達成できないことが著しい場合勤勉手当の成績率を62.5/100とした。</p> <p>なお、上記以外の職員(懲戒処分を受けた者等を除く。)については、一律の支給を行った。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(イ) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

栃木県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 (H22年度)					
教育職	380 千円	27,679 千円			
警察職	2,816 千円	27,404 千円			
上記以外	863 千円	27,351 千円			

※ 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成23年 4月 1日現在)

支給実績 (H22年度決算)		3,014,417 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		114,234 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
宇都宮市(旧河内町及び旧上河内町を除く。)	8,467 人	2.5 %	6.0 %
鹿沼市	1,335 人	2.5 %	3.0 %
小山市	1,491 人	2.5 %	3.0 %
大田原市	1,085 人	2.5 %	3.0 %
宇都宮市(旧河内町に限る。)	399 人	2.5 %	3.0 %
野木町	131 人	2.5 %	3.0 %
上記以外の県内市町村	11,616 人	2.5 %	0.0 %
東京都特別区	21 人	18.0 %	18.0 %
横浜市	1 人	12.0 %	12.0 %
さいたま市	1 人	12.0 %	12.0 %
医師又は歯科医師	109 人	15.0 %	15.0 %
平均支給率		2.6 %	2.7 %

※ 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※ 県内の支給対象地域について、本県では、県内を一体的に捉えた職員の採用や人事異動が行われていることなどを踏まえ、勤務地域による格差は設けずに県内一律で支給することとしている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成23年 4月 1日現在)

a 支給実績等

支給実績 (H22年度決算)	1,341,746 千円
内訳 教育費	718,649 千円
警察費	422,736 千円
上記以外	200,361 千円
支給職員 1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)	86,609 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H22年度)	58.9 %
手当の種類 (H22年度手当数)	27
手当の種類 (H23年度手当数)	27

b 手当の内容

(a) 一般行政職 (技能労務職を含む。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	本庁 (税務課等) 又は県税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課及び徴収に関する事務	(日額) 750円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センターに勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業</li> <li>・ 家畜伝染病の病原体を有する家畜又は当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業</li> </ul>	(日額) 330円

教務手当	衛生福祉大学校、県南高等看護専門学院、県央産業技術専門学校又は農業大学校に勤務する職員	講師としての研修、講義又は実習指導の業務	(月額) 給料月額5～10% 支給限度額 16,000円～31,500円
	消防学校に勤務する職員		(日額) 380円
	窯業技術支援センターに勤務する職員		(1時間につき) 150円 支給限度額 6,000円(一月)
放射線取扱手当	産業技術センターに勤務する職員	金属物のエックス線撮影	(日額) 280円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センター、児童相談所又は婦人相談所に勤務する職員	社会福祉の現業等の業務	(日額) 750円 (夜間通報対応1回につき) 750円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防防災課(航空担当)に勤務する職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務	(日額) 430円～1,050円 (1時間につき) 1,900円～5,100円
精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	障害福祉課、健康福祉センター、岡本台病院に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の現地における事前調査業務、精神保健指定医の行う精神障害者等の診察の立会業務又は精神障害者の移送業務	(日額) 450円～750円
廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当	環境保全課、廃棄物対策課、環境森林事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は産業廃棄物処理施設の検査業務その他の廃棄物の適正な処理の確保のための業務	(日額) 280円～750円
特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	特殊な現場における調査、測量、監督又は検査等の作業	(日額) 280円～1,260円
家畜等取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	畜産試験場等に勤務する職員	家畜等を取り扱う作業	(日額) 280円～650円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当	酪農試験場等に勤務する職員	特殊機械、爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	(日額) 230円～750円
狂犬病予防業務等に従事する職員の特殊勤務手当	動物愛護指導センター又は健康福祉センターに勤務する職員	狂犬病予防業務等	(日額) 340円
夜間業務手当	岡本台病院、がんセンター又はとちぎリハビリテーションセンターに勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務	(勤務1回につき) 2,000円～3,300円 加算額 (勤務1回につき) 380円～1,140円
道路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	道路上において交通遮断することなく行う作業又は道路の除雪作業	(日額) 230円～840円
用地取得等交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	用地取得又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉業務	(日額) 750円
公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある河川の堤防等における巡回監視又は応急作業等	(日額) 350円～800円

解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当	がんセンターに勤務する臨床検査技師	死体解剖の補助業務	(一体につき) 3,200円
大田原土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	大田原土木事務所に勤務する職員	塩那道路の各基点から行程25キロメートル(供用開始区間を除く。)以上の運転業務	12月から翌年4月までの間 (日額) 660円 上記以外 (日額)280円
土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	土木事務所に勤務する職員	夜間(日没時から日出時までの間をいう。)、早朝(午前8時30分前をいう。) 又は暴風雪警報若しくは大雪警報の発令下における除雪用の大型特殊自動車を操作する道路の除雪作業	(日額) 710円～940円

(b) 教育職(県立学校の事務職等を含む。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当	教育職員(通信教育の指導を本務とする職員を除く。)	学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条の規定により県立の高等学校の行う通信教育に関する次に掲げる勤務 1 面接指導 2 添削指導	1の業務に従事したとき (1時間につき) 600円 2の業務に従事したとき (1点につき) 70円 支給限度額 4,200円(一月)
兼務職員の特殊勤務手当	県立学校の教育職員	1 昼間課程の勤務を本務とする者の行う夜間課程の勤務 2 夜間課程の勤務を本務とする者の行う昼間課程の勤務 3 本務校において昼間課程に勤務する者の行う他の学校の昼間課程の勤務 4 高等学校の昼間及び夜間の両課程の勤務に従事した養護教諭又は養護助教諭	1及び2の業務に従事したとき(1時間につき) 1,300円 支給限度額 41,600円(一月) 3の業務に従事したとき (月額) 2,600円 4の業務に従事したとき (月額) 5,100円
夜間本務職員の特殊勤務手当	県立の高等学校の夜間勤務を本務とする職員(教育職員を除く。)	県立の高等学校の夜間勤務(本務に限る。)	(月額) 5,000円
特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当	農業に関する課程を置く県立の高等学校の教育職員	農業実習の指導又は学校農場の管理のための、有機りん剤の撒布の実地指導又はその作業	(日額) 230円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち教育委員会が規則で定める職員	当該学級における授業又は指導	(日額) 290円

<p>教員特殊業務手当</p>	<p>市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校の教育職員のうち、職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級のもの</p>	<p>次に掲げる業務(当該業務が、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶものに限る。)</p> <p>1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務</p> <p>2 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>3 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの</p> <p>4 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの</p>	<p>1の業務に従事したとき (日額) 6,000円～12,800円</p> <p>2及び3の業務に従事したとき (日額) 3,400円</p> <p>4の業務に従事したとき (日額) 1,000円～3,000円</p>
<p>教育業務連絡指導手当</p>	<p>市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に規定する主任等(教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。)</p>	<p>当該担当に係る業務</p>	<p>(日額) 200円</p>

(c) 警察職

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
<p>教務手当(再掲)</p>	<p>警察学校に勤務する職員</p>	<p>講師としての研修、講義又は実習指導の業務</p>	<p>(日額) 280円</p>
<p>警察職員の特殊勤務手当</p>	<p>警察職員</p>	<p>1 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の業務</p>	<p>(日額) 560円</p>
		<p>2 交通取締用自動二輪車運転業務</p>	<p>(日額) 560円</p>
		<p>3 高速道路における交通取締用自動車(2に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務</p>	<p>(日額) 460円</p>
		<p>4 交通取締用自動車(2及び3に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務</p>	<p>(日額) 420円</p>
		<p>5 被留置者看守及び管理業務</p>	<p>(日額) 260円</p>
		<p>6 交通取締業務専務員が行う交通取締業務</p>	<p>(日額) 310円</p>
		<p>7 青少年補導業務</p>	<p>(日額) 280円</p>
		<p>8 指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識業務</p>	<p>(日額) 320円～560円</p>

警察職員の特殊勤務手当	警察職員	9 警察官が警察署、交番、駐在所等を拠点として行う警戒及び警ら業務	(日額) 340円		
		10 運転免許路上試験業務	(日額) 280円		
		11 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業	(日額) 840円～1,680円		
		12 那須御用邸等において警衛専従員が行う警ら、立しようその他の警衛業務	(日額) 370円		
		13 護衛等業務	(日額) 640円～1,150円		
		14 山岳遭難者救助業務	(日額) 840円		
		15 被疑者護送業務	(日額) 310～570円		
		16 特殊危険物質による被害を受けるおそれのある業務	(日額) 250円～4,600円		
		17 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う業務	(日額) 820円～1,640円		
		18 交通事故又は交通事故に係る道路上の捜査業務	(日額) 560円～1,260円		
		19 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる犯罪予防若しくは捜査、交通取締、看守又は電話交換若しくは通信の業務	(勤務1回につき) 410円～1,100円		
		20 死体取扱業務	(1件につき) 1,600円～3,200円		
		21 犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務に係る事件、事故等が突発的に発生し、これを処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出を受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪予防等業務	(勤務1回につき) 1,240円		
		22 爆発物処理班員が従事する爆発物処理業務	(1件につき) 5,200円		
		23 潜水器具を着用して行う水難者の捜索、犯罪の証拠物件の捜索等の潜水業務	(1時間につき) 310円～1,500円		
		航空業務に従事する職員の特殊勤務手当（再掲）	警察職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務に従事したとき	(日額) 430円～1,050円 (1時間につき) 1,900円～5,100円
		特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当（再掲）	警察職員	爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	(日額) 230円～750円
		解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当（再掲）	警察職員	死体解剖の補助業務	(一休につき) 3,200円

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績 (H22年度決算)	4,304,283 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算) ※ (※=支給実績/H22年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数)	164 千円
支給実績 (H21年度決算)	3,951,166 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H21年度決算) ※ (※=支給実績/H21年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数)	149 千円

## (カ) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
				(H22年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ	—	千円	円
	(1) 配偶者 (月額) 13,000円 (2) 配偶者以外 (月額) 6,500円 ※配偶者がいない場合 うち1人は11,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算			2,629,667	229,645
住居手当	自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円)	同じ	—	千円	円
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とし、通勤距離が片道2km以上である職員に支給	異なる	国の制度	千円	円
	(1) 交通機関等利用職員		2,484,310	103,699	
	(1) 交通機関等利用職員 ・定期券、回数乗車券代相当額 新幹線鉄道又は高速自動車国道等 を利用している場合一定の条件に合えば、特別料金等の2分の1を支給		全額支給限度額 1箇月当たり 55,000円		
	(2) 自動車等交通用具使用職員 通勤距離に応じて (月額) 2,000円~51,510円		交通用具使用職員 通勤距離に応じて 月額 2,000円 ~24,500円		
(3) 交通機関等との併用者 パークアンドライド方式の駐車場利用の場合、利用料金の2分の1を支給(月額3千円を限度)		(3) 交通機関等との併用者 駐車場代支給なし			

給料の特別調整額（管理職手当）	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ	—	千円 1,398,073	円 698,338
	支給額（月額） 39,700円～121,100円				
初任給調整手当	医師、歯科医師もしくは看護師で採用困難であると認められる職に採用された職員又は特殊な専門的知識を必要とし、採用に特別な事情があると認められる職に採用された職員に支給	異なる	国の制度 (2)支給なし	千円 363,471	円 2,076,977
	医師又は歯科医師については採用の日から35年以内、その他の職については採用の日から5年以内の期間、それぞれ採用の日から1年を経過するごとに減額 支給額（月額） (1)医師又は歯科医師 410,900円以内 (2)看護師 10,000円以内 (3)その他 2,500円以内				
単身赴任手当	事務所を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給	同じ	—	千円 66,013	円 272,783
	基礎額（月額） 23,000円 加算額（月額） 6,000円～45,000円 （職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である場合、距離に応じて加算）				
特勤手当等	生活の著しく不便な地に所在する事務所（特勤事務所）に勤務する職員に支給	同じ	—	千円 2,987	円 149,359
	支給額（月額）＝ 特勤手当基礎額×支給割合 支給割合 1級地 4/100 2級地 8/100 3級地 12/100				
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した全時間に対して支給 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算定が異なる。本県では給与額に、初任給調整手当、給料の月額に対する地域手当、月額の特勤手当並びに給料の月額に対する特勤手当等、へき地手当等及び農林漁業普及指導手当を含める。	千円 802,013	円 193,770
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に、その勤務した全時間に対して支給 勤務1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数			千円 290,602	円 150,962
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に勤務回数に応じて支給	同じ	—	千円 655,101	円 192,733
	(1) 一般の宿日直 4,300円				
	(2) 福祉施設等における管理監督 7,200円				
	(3) 試験場等における飼養管理 6,800円				
	(4) 研修施設等における当直 6,200円				
(5) 医師、歯科医師 20,000円					



管理職員 特別勤務 手当	給料の特別調整額の支給を受ける職員 が、臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、週休日又は休日 等に勤務した場合に支給	同じ	—	千円	円
	勤務1回につき 4,000円～12,000円			38,240	308,387
寒冷地 手当	寒冷の地域に在勤する職員に対して地 域及び職員の世帯区分に応じて支給 (11月から翌年3月までの5ヶ月間)	同じ	—	千円	円
	(1) 世帯主である職員 ①扶養親族あり (月額) 17,800円 ②扶養親族なし (月額) 10,200円			34,650	62,895
	(2) その他の職員 (月額) 7,360円				
農林漁業 普及指導 手当	農業、林業又は水産業に従事する者に 接して、農業、林業又は水産業に関す る技術及び知識を普及指導することを 職務とする職員等に支給	/	/	千円	円
	普及指導員等 (管理職員を除く。) (月額) = 給料月額 × 8%			56,595	317,952
へき地 手当等	へき地学校及びこれに準ずる学校に勤 務する職員に支給	/	/	千円	円
	支給額(月額) = 〔給料(教職調整額を含む。)+扶養 手当〕×支給割合 支給割合 1級地 8% 2級地 12% 3級地 16% へき地学校に準ずる学校 4%			77,240	226,509
定時制 通信教育 手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学 校の教育職員に支給	/	/	千円	円
	月額 22,000円～29,000円			70,579	344,287
産業教育 手当	実習を伴う農業、水産又は工業に関す る科目の授業及び実習を担当する教育 職員に支給	/	/	千円	円
	月額 22,000円～32,000円			150,385	339,652
義務教育 等教員 特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務す る教育職員に支給	/	/	千円	円
	(月額) 8,000円の範囲内の額			1,362,179	89,142

カ 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知事	1,032,000 円（1,290,000 円）		
	副知事	858,500 円（1,010,000 円）		
報 酬	議長	960,300 円（990,000 円）		
	副議長	873,000 円（900,000 円）		
	議員	805,100 円（830,000 円）		
期 末 手 当	知事 副知事	(H22年度支給割合)		2.95 月分
	議長 副議長 議員	(H22年度支給割合)		2.95 月分
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知事 副知事	129万円×在職月数×0.6 101万円×在職月数×0.45	37,152千円 21,816千円	任期毎 任期毎

※1 給料及び報酬の（）内は、減額措置を行う前の金額である。

※2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

※3 議長、副議長、議員の報酬は平成23年4月30日から、それぞれ940,500円、855,000円、788,500円に減額している。

キ 職員数の状況

(ア) 部門別職員数の状況と主な増減理由

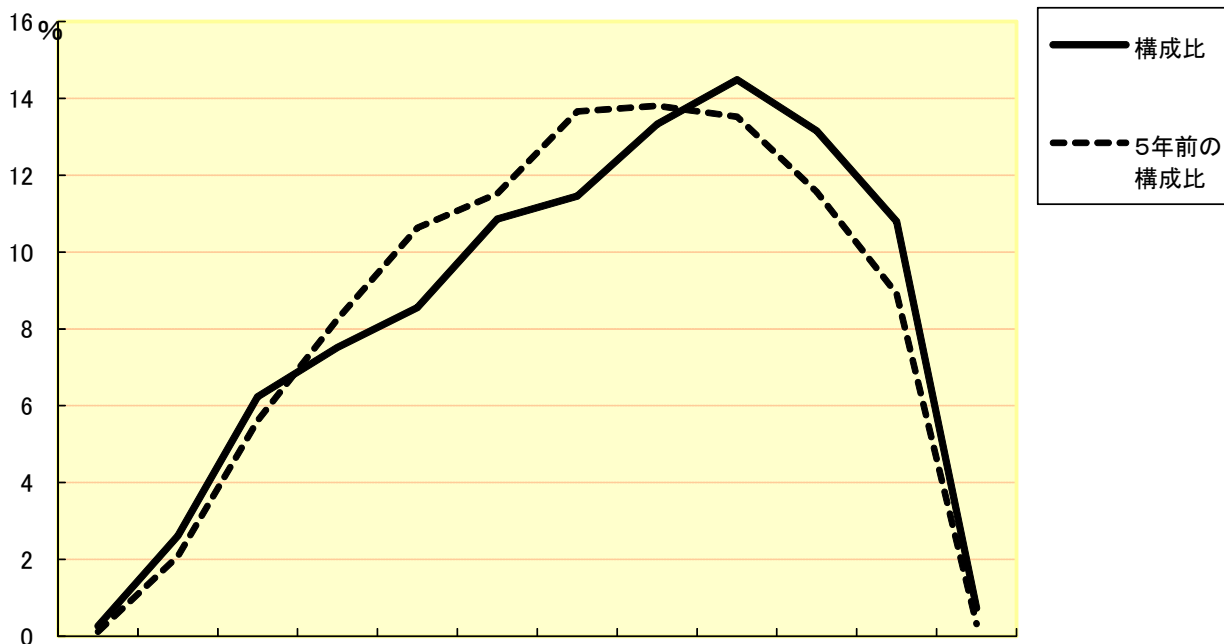
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	38	38	0	
		総務	580	573	△ 7	業務見直し
		税務	312	318	6	業務見直し、収税業務重点化
		民生	407	418	11	業務見直し、施設新增設
		衛生	664	662	△ 2	業務見直し
		労働	119	119	0	
		農林水産	1,196	1,164	△ 32	組織改編、業務見直し
		商工	225	229	4	業務増
		土木	1,052	997	△ 55	組織改編、業務見直し
		計	4,593	4,518	△ 75	(参考：人口10万人当たり 職員数 225.81 人)
	教育部門	15,761	15,606	△ 155	児童・生徒数減	
	警察部門	3,734	3,727	△ 7	地方警察官増員、業務見直し	
	小 計	24,088	23,851	△ 237	(参考：人口10万人当たり 職員数 1,192.14 人)	
公営企業等 会計部門	病院	665	673	8	診療体制強化	
	水道	27	27	0		
	下水道	25	23	△ 2	業務見直し	
	その他	83	84	1	体制強化	
	小 計	800	807	7		
合 計		24,888 [27,368]	24,658 [27,413]	△ 230	(参考：人口10万人当たり 職員数 1,232.47 人)	

※1 職員数は、一般職に属する職員数である。

※2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(イ) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)



20歳未満 | 20歳23歳 | 24歳27歳 | 28歳31歳 | 32歳35歳 | 36歳39歳 | 40歳43歳 | 44歳47歳 | 48歳51歳 | 52歳55歳 | 56歳59歳 | 60歳以上

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	65人	645人	1,537人	1,855人	2,109人	2,677人	2,825人	3,287人	3,572人	3,244人	2,662人	180人	24,658人

(ウ) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	5,011	4,921	4,843	4,736	4,593	4,518	△ 493 ( 90.2%)
教育	16,381	16,240	16,068	15,922	15,761	15,606	△ 775 ( 95.3%)
警察	3,612	3,678	3,698	3,758	3,734	3,727	115 ( 103.2%)
普通会計 計	25,004	24,839	24,609	24,416	24,089	23,852	△ 1,152 ( 95.4%)
公営企業等会計	774	795	812	798	800	807	33 ( 104.3%)
計	25,778	25,634	25,421	25,214	24,888	24,658	△ 1,120 ( 95.7%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

ク 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に 占める職員給与費比率
H22 年度	千円 1,825,212	千円 209,645	千円 437,667	% 24.0	% 23.7

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H22 年度	人 46	千円 184,217	千円 44,658	千円 73,033	千円 301,908	千円 6,563	千円 7,252

- ※1 職員手当には、退職給与金を含まない。
- ※2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。
- ※3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成21年度の値である。

(b) 特記事項 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額している。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	43.2歳	355,165 円	546,935 円
団体平均	43.7歳	364,564 円	567,269 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- ※1 平均月収額は、平成22年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。
- ※2 団体平均は、平成22年4月1日現在における値である。
- ※3 「—」としたものは、データがないことを示している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,588 千円		1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,611 千円	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~22%		・管理職加算 15~25%	

- ※ ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (b) 退職手当（平成23年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（H22年度）			1人当たり平均支給額（H22年度）		
— 千円 28,434 千円			863 千円 27,351 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (c) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（H22年度決算）	5,085 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）	110,544 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	2.5 %	46 人	2.5 %

## (d) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（H22年度決算）	2,739 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）	66,794 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（H22年度）	89.1 %		
手当の種類（H23年度手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
発電施設管理業務手当	出先機関に勤務する職員	発電施設の運転、巡視、点検、ダムの操作等	1日500円～1,000円
危険手当	本庁に勤務する職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

## (e) 時間外勤務手当

支給実績（H22年度決算）	8,283 千円
職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）	197 千円
支給実績（H21年度決算）	8,257 千円
職員1人当たり平均支給年額（H21年度決算）	197 千円

※ 時間外勤務手当には、休日給を含む。

(f) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (H22年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年額 (H22年度決算)
給料の特別調整 額(管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	2,746千円	686,480円
扶養手当				6,749千円	232,724円
住居手当				3,861千円	120,653円
通勤手当				11,791千円	249,556円
宿日直手当				2,603千円	136,989円
寒冷地手当				792千円	79,220円
夜勤手当				9千円	2,871円

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に 占める職員給与費比率
H22 年度	千円 1,465,085	千円 657,908	千円 253,954	% 17.3	% 17.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H22 年度	人 27	千円 114,203	千円 27,801	千円 45,809	千円 187,813	千円 6,956	千円 7,252

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

※3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成21年度の値である。

(b) 特記事項 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額している。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	47.1歳	377,259 円	579,670 円
団体平均	45.9歳	393,335 円	616,833 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

※1 平均月収額は、平成22年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 団体平均は、平成22年4月1日現在における値である。

※3 「—」としたものは、データがないことを示している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,697 千円		1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,611 千円	
(H22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(H22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

※ ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

栃木県			栃木県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (H22年度) (死亡)22,073 千円 28,649 千円			1人当たり平均支給額 (H22年度) 863 千円 27,351 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県(一般行政職)の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(c) 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (H22年度決算)		3,190 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		118,139 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町村	2.5 %	27 人	2.5 %

(d) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (H22年度決算)		1,198 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		57,060 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H22年度)		77.8 %	
手当の種類 (H23年度手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道施設管理業務手当	出先機関に勤務する職員	水道施設の巡視、点検、水質検査等	1日500円~750円
危険手当	本庁に勤務する職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

## (e) 時間外勤務手当

支給実績 (H22年度決算)	6,524 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)	272 千円
支給実績 (H21年度決算)	2,932 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H21年度決算)	122 千円

## (f) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (H22年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (H22年度決算)
給料の特別調整 額(管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	2,541千円	847,167円
扶養手当				4,839千円	254,711円
住居手当				1,857千円	92,835円
通勤手当				6,797千円	239,751円
寒冷地手当				851千円	77,345円
夜勤手当				4千円	2,118円

## (ウ) 工業用水道事業

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H22 年度	479,898	274,085	64,725	13.5	12.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
H22 年度	7	29,372	5,699	11,746	46,817	6,688	7,252

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

※3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成21年度の値である。

(b) 特記事項 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額している。

## b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	43.9歳	371,321 円	557,345 円
団体平均	45.0歳	363,147 円	558,202 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額は、平成22年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 団体平均は、平成22年4月1日現在における値である。

※3 「—」としたものは、データがないことを示している。



c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,678 千円		1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,611 千円	
(H22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(H22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

※ ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

栃木県			栃木県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (H22年度) - 千円 25,282 千円			1人当たり平均支給額 (H22年度) 863 千円 27,351 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県(一般行政職)の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(c) 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (H22年度決算)		799 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		114,061 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町村	2.5 %	7 人	2.5 %

(d) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (H22年度決算)	149 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)	49,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H22年度)	42.9 %		
手当の種類 (H23年度手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道施設管理業務手当	出先機関に勤務する職員	工業用水道施設の巡視、点検等	1日500円～750円
危険手当	本庁に勤務する職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (H22年度決算)	2,400 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)	343 千円
支給実績 (H21年度決算)	792 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H21年度決算)	99 千円

(f) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (H22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	1,020千円	255,000円
住居手当				511千円	102,240円
通勤手当				817千円	116,743円
夜勤手当				3千円	2,860円

(エ) 用地造成事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H22年度	2,906,775	△ 736,295	99,457	3.4	11.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H22年度	11	49,154	11,504	19,929	80,587	7,326	7,252

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

※3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成21年度の値である。

(b) 特記事項 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額している。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	47.5歳	397,409 円	610,508 円
団体平均	46.9歳	399,899 円	606,992 円
事業者	— 歳	—	— 円

- ※1 平均月収額は、平成22年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。  
 ※2 団体平均は、平成22年4月1日現在における値である。  
 ※3 「-」としたものは、データがないことを示している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,812 千円		1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,611 千円	
(H22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(H22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

※ ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

栃木県			栃木県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (H22年度) - 千円 28,611 千円			1人当たり平均支給額 (H22年度) 863 千円 27,351 千円		

- ※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。  
 ※2 栃木県(一般行政職)の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(c) 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (H22年度決算)		1,383 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		125,709 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町村	2.5 %	11 人	2.5 %

## (d) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (H22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H22年度)	- %		
手当の種類 (H23年度手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	全職員	用地取得のための交渉業務	1日750円
危険手当		坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

## (e) 時間外勤務手当

支給実績 (H22年度決算)	4,383 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)	548 千円
支給実績 (H21年度決算)	4,404 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H21年度決算)	551 千円

## (f) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (H22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)
給料の特別調整額(管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	1,652千円	825,806円
扶養手当				1,921千円	213,444円
住居手当				975千円	108,400円
通勤手当				1,190千円	118,997円

## (オ) 施設管理事業

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に 占める職員給与費比率
H22年度	千円 363,992	千円 5,303	千円 124,921	% 34.3	% 41.3

区分	職員数 A	給 与 費			1人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
H22年度	人 14	千円 57,671	千円 16,737	千円 24,400 98,808	千円 7,058	千円 7,252

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

※3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成21年度の値である。

(b) 特記事項 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額している。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	44.6歳	367,327 円	594,601 円
団体平均	42.6歳	393,292 円	607,995 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額は、平成22年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 団体平均は、平成22年4月1日現在における値である。

※3 「—」としたものは、データがないことを示している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H22年度)		1人当たり平均支給額 (H22年度)	
1,743 千円		1,611 千円	
(H22年度支給割合)		(H22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 5～20%</li> <li>・管理職加算 15～22%</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 5～20%</li> <li>・管理職加算 15～25%</li> </ul>	

※ ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成23年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成22年度）			1人当たり平均支給額（平成22年度）		
— 千円 33,079 千円			863 千円 27,351 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(c) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績 (H22年度決算)		2,096 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		149,748 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町村	2.5 %	14 人	2.5 %

## (d) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (H22年度決算)	0 千円		
支給職員 1人あたり平均支給年額 (H22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H22年度)	— %		
手当の種類 (H23年度手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	全職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

## (e) 時間外勤務手当

支給実績 (H22年度決算)	5,576 千円
職員 1人あたり平均支給年額 (H22年度決算)	558 千円
支給実績 (H21年度決算)	4,248 千円
職員 1人あたり平均支給年額 (H21年度決算)	425 千円

## (f) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (H22年度決算)	支給職員 1人あたり平均支給年額 (H22年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	4,104千円	1,025,919円
扶養手当				1,944千円	176,682円
住居手当				994千円	90,320円
通勤手当				2,019千円	147,962円
夜勤手当				4千円	2,008円

## (3) 職員の勤務時間、勤務条件等の状況

## ア 勤務時間 (平成23年4月1日現在)

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間超えない期間につき一週間当たり38時間45分としており、知事部局に勤務する職員は、一般的に午前8時30分から午後5時15分までとなっている。

なお、職務の特殊性又は職場の特殊の必要により、特別の形態で勤務する職員もいる。

## イ 休暇 (平成23年4月1日現在)

区分	期間
年次休暇	一の年度において20日
傷病休暇	公務上の傷病又は結核性疾患によるものは1年、その他の傷病によるものは90日 (人事委員会規則で定める傷病によるものにあつては180日) を限度
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に、その都度必要と認められる期間
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(4) 職員の分限及び懲戒の状況  
ア 分限処分件数 (平成22年度)

区 分		降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
心身の故障の場合	一般部門			68		68
	教育部門			241		241
	警察部門			38		38
	小 計			347		347
職に必要な適格性を欠く場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
刑事事件に関し起訴された場合	一般部門			1		1
	教育部門			1		1
	警察部門					
	小 計			2		2
災害により生死不明になった等 条例で定める事由による場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
合 計	一般部門			69		69
	教育部門			242		242
	警察部門			38		38
	小 計			349		349

※1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任、免職、休職又は降格の処分をすること。

※2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、重複して計上している。

イ 懲戒処分者数（平成22年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
一般服務違反関係	一般部門		2	1		3
	教育部門	1	1			2
	警察部門					
	小 計	1	3	1		5
一般非行関係	一般部門		1			1
	教育部門					
	警察部門			1		1
	小 計		1	1		2
収賄等関係	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
道路交通法違反	一般部門				1	1
	教育部門			1	1	2
	警察部門				1	1
	小 計			1	3	4
管理監督責任	一般部門	1				1
	教育部門					
	警察部門					
	小 計	1				1
合 計	一般部門	1	3	1	1	6
	教育部門	1	1	1	1	4
	警察部門			1	1	2
	小 計	2	4	3	3	12

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。



(5) 職員のサービスの状況

ア 年次休暇の取得状況

区 分	平均取得日数		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般部門	11.4	11.6	11.3
教育部門	13.0	13.6	13.3
警察部門	5.9	5.2	5.3

※ 教育部門の対象から小中学校の職員は除く。

イ 育児休業等の状況

(ア) 育児休業等の取得状況（平成22年度）

区 分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者 数	平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
				(育児休業 対象者数)	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務取得者数
一般部門	男性職員	1	1	118			
	女性職員	68	11	5	68	68	
		80	4	1			
教育部門	男性職員	6	2	191	6	1	
	女性職員	221	16	231	220	10	
		355	2				
警察部門	男性職員			144			
	女性職員	29		29	29		
		34					
合 計	男性職員	7	3	453	6	1	
	女性職員	318	27	328	317	10	
		469	6	1			

- ※1 育児休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地公育休法」という。）第2条の規定に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで休業をすることができる制度。給与（給料及び諸手当。以下同じ。）は、育児休業の期間中は支給されない。
- ※2 部分休業は、地公育休法第19条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、養育を理由に勤務しないことができる制度。給与は、勤務しない時間に応じて減額される。
- ※3 育児短時間勤務は、地公育休法第10条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、一週間当たりの通常の勤務時間よりも短い勤務時間で勤務することができる制度。給与は、勤務時間に応じた支給割合で支給される。
- ※4 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者」の欄の上段は、平成22年度の新規に取得した職員の、下段にはそれぞれの期間が前年度から引き続いている職員の数

(イ) 育児休業の承認期間の状況(平成22年度の新規取得者)

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月を超え 1年以下	1年を超え 1年6月以下	1年6月を超え 2年以下	2年を超え 2年6月以下	2年6月を超え
一般部門	男性職員	1		1			
	女性職員	68	3	19	26	11	6
教育部門	男性職員	6	4	1		1	
	女性職員	221	5	31	71	52	29
警察部門	男性職員						
	女性職員	29		6	6	5	3
合 計	男性職員	7	4	2		1	
	女性職員	318	8	56	103	68	38

ウ 介護休暇の状況

(ア) 介護休暇の取得状況(平成22年度)

区 分	介護休暇 取得者数	要 介 護 者 数 ( 職 員 と の 続 柄 別 )				
		配偶者	父 母	子	配偶者の父母	その他
一般部門	男性職員					
	女性職員	3	1	1		1
教育部門	男性職員	2		1	1	
	女性職員	10	3	4	3	
警察部門	男性職員					
	女性職員					
合 計	男性職員	2		1	1	
	女性職員	13	4	5	3	1

(イ) 介護休暇の承認期間の状況(平成22年度)

区 分	介護休暇 取得者数	介 護 休 暇 の 期 間					
		1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月を超え
一般部門	男性職員						
	女性職員	3	2	1			
教育部門	男性職員	2					2
	女性職員	10		2	1	1	5
警察部門	男性職員						
	女性職員						
合 計	男性職員	2					2
	女性職員	13	2	3	1	1	5

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 職員研修の状況（平成22年度）

区分	概要	受講者数
一般職員	<p>職場に人材育成の風土を醸成し、多様化・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、職員研修を実施している。</p> <p><b>【主なポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 昇任前に、目指す階層の能力を開発する「能力開発研修」を実施している。</li> <li>② 能力開発研修における「選択研修」は、職員と所属長の話し合いによって、個人と職場のニーズとの整合性を考慮して選定している。</li> <li>③ 高度で専門的な知識を有する民間研修機関に、研修の実施部門を委託している。</li> <li>④ 人材育成の要である所属長に対する研修を重点研修として実施している。</li> </ul>	延2,333名
教育職員	<p>教員の資質能力の向上を図り、更にリーダーシップを持った視野の広い教員を育成するため、様々な教員研修を実施している。</p> <p><b>【主なポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合教育センターにおいて、初任者研修や10年目研修等の基本研修や、教員としての専門性を高めるための専門研修を実施している。</li> <li>② 集団の中での人間関係づくりや、組織の中でのリーダーシップや経営能力の育成を目的とした社会体験研修を実施している。</li> <li>③ 大学や研究機関等に留学することで、教員として必要な知識や技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実かん養を図ることを目的に内地留学や大学院派遣を実施している。</li> </ul>	延20,589人
警察職員	<p>警察職員には、適正・妥当な職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力、実務能力が必要とされる。そのため、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教養・訓練の充実強化を図っている。</p> <p><b>【主なポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 採用時教養においては、新たに採用された警察職員に対し、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、基礎的な知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。</li> <li>② 昇任時教養においては、上位の階級又は職に昇任した警察職員に対し、それぞれの階級又は職に必要な知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。</li> <li>③ 専門的教養においては、特定の業務分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。</li> </ul>	延1,530人

イ 勤務成績評定の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	概 要
一般職員	<p>職員の能力や意欲を高めて組織の活性化を図るために、日頃の業務を通じて発揮された職員の能力や成果を公正に評価する「人事評価システム」を平成17年度から試行している。</p> <p><b>【主なポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「能力・姿勢」及び「業績」を評価対象としている。</li> <li>② 評価の透明性を図るため、「評価基準を職員に公開」している。</li> <li>③ 評価の公正性・客観性を高めるため、「複数評価」や「意見聴取者の設置」等の仕組みを実施している。</li> <li>④ 評価の納得性・説得性を高めるため、「自己評価」や所属長面談等による「評価結果のフィードバック」を実施している。</li> </ul>
教育職員	<p>&lt;勤務成績について&gt;</p> <p>これまでは、市町村立小中学校職員については、「市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」及び「市町村立学校職員の勤務評定実施要項」、県立学校職員については、「栃木県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」及び「県立学校職員の勤務評定実施要項」にそれぞれ基づき勤務評定を行ってきた。平成21年度より、一般教職員は新しい教職員評価制度の本格実施に伴い、「栃木県立学校教職員の評価の実施に関する規則」及び「栃木県市町村立学校教職員の評価の実施に関する規則」を制定し、新しい教職員評価制度における評価の結果を勤務成績とするものとした。</p> <p>&lt;新しい教職員評価制度&gt;</p> <p>平成15年度から3年間にわたり、文部科学省の委嘱を受け、有識者からなる「教員の評価に関する調査研究会」で評価システムの内容や方法の検討、また、平成17年度には、小・中・県立学校9校での試行を行い、平成18年度には全校試行を実施し、新たな教職員評価システムを構築し、平成19年度からは、管理職も含め全校試行を実施した。平成21年度から一般教職員について本格実施し、管理職については全校試行を継続する。また、検討委員会において、本格実施に伴い新たに発生した課題等への対応や、より精度の高い評価を目指した評価内容と方法の改善に向けて検討していく。</p> <p><b>【教職員評価システム構築の基本コンセプト】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 教員一人ひとりの資質・能力や勤務意欲の向上に役立つシステム</li> <li>② 評価の客観性・信頼性の確保されたシステム（双方向性・複数評価者）</li> <li>③ 教員のキャリア段階に即した評価から、もって、本県の目指す教師像の育成を図れるシステム</li> <li>④ 従来のような評価を統合し、評価の結果を人事・処遇・研修等に適正に反映できるシステム</li> </ul>
警察職員	<p>職員の能力の向上、主体的な業務の取組を促し組織力の向上及び組織の活性化を図るため、職員が職務を遂行した実績並びに執務に関連して見られた能力及び適性を公正に評定する「勤務評定制度」を実施している。</p>

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 福利厚生計画の状況（平成22年度）

栃木県では、地方公務員法の規定に基づき、一般職員、教育職員及び警察職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施するため、県が直接行う事業及びそれぞれの共済組合が実施するもののほか、それぞれの互助団体による福利厚生事業を実施している。

下の表は福利厚生事業の体系ごとの実績額を表したものである。実績額には、県で直接行っている福利厚生事業、共済組合で行っている健康管理事業、厚生事業及び互助団体で実施している事業の費用を含んでいる。

(単位：千円)

区分	体系	施策項目	事業項目	実績額
一般部門	1 生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ガイドブックの配布 ・図書貸出等による啓発	2,526
		2 研修の実施	・ライフプランセミナーの開催	
		3 相談体制の充実	・年金相談 ・退職予定者説明会の開催	
	2 健康づくり（健康保持増進）の支援	1 安全衛生管理体制の充実	・安全衛生委員会の運営 ・産業医の配置等 ・喫煙対策の推進	195,266
		2 健康診断及び診療の充実	・各種健康診断の実施 ・診療業務の充実	
		3 健康相談等の充実	・各種健康相談等 ・メンタルヘルス対策の充実	
		4 健康教育の充実	・健康教室等の実施 ・生活習慣改善指導事業の実施 ・健康情報等の提供	
	3 元気回復事業の促進	1 スポーツ・レクリエーションの実施	・スポーツ関連施策の実施 ・レクリエーション関連施策の実施 ・福利厚生協議会嘱託員等の設置	63,739
		2 文化教養事業の実施	・職員作品展、囲碁将棋大会の実施等	
	4 職場の厚生施設、施策の充実	1 厚生施設の充実	・職員会館等の管理運営 ・職員住宅の管理運営 ・職員住宅建設費償還※ ・職員駐車場の管理	264,015
		2 厚生施策の充実	・各種給付事業の実施 ・各種貸付事業の実施 ・財産形成貯蓄制度の活用促進	
		3 新たな厚生制度の調査研究		
	合計			

※ 職員住宅建設費償還金 119,326千円を含む。

(単位：千円)

区分	体系	施策項目	事業項目	実績額
教育部門	1 生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ガイドブックの配布	1,882
		2 講座の実施	・ライフプランセミナーの開催	
		3 相談体制の充実	・年金相談 ・退職予定者説明会の開催	
	2 健康づくりの支援	1 安全衛生管理体制の充実	・安全衛生委員会の運営 ・産業医の配置、衛生管理者の確保等	425,386
		2 健康管理体制の充実	・各種健康診断の充実	
		3 健康づくりの場の確保	・体験型事業、在宅介護及び育児支援講座等の実施	
		4 健康相談等の充実	・健康相談の実施 ・メンタルヘルス対策の充実	
		5 厚生施設の充実	・宿泊施設の整備充実 ・保養施設等の利用助成	
	3 生きがいつくりの支援	1 生涯学習機会の確保	・文化講演会等の実施	45,498
		2 余暇活動の充実促進	・リフレッシュ利用助成事業等の実施	
	4 豊かな生活の支援	1 生活基盤の安定	・各種給付事業の実施 ・各種貸付制度の充実 ・教職員住宅の運営管理	282,001
		2 経済生活の安定	・経済生活に関する講演の実施 ・財産形成貯蓄制度の活用促進	
	合計			
警察部門	1 生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ガイドブックの配布	1,440
		2 研修の実施	・ライフプランセミナーの開催	
		3 相談体制の充実	・生活・財務・保険相談 ・退職予定者説明会の開催	
	2 健康づくり（健康保持増進）の支援	1 安全衛生管理体制の充実	・健康管理委員会の運営 ・健康管理医の配置、衛生管理者の確保等	114,511
		2 健康診断及び診療の充実	・各種健康診断の充実 ・診療業務の充実	
		3 健康相談等の充実	・各種健康相談、保健指導の充実 ・メンタルヘルス対策の充実	
		4 健康教育の充実	・健康教室等の実施 ・生活習慣改善指導事業の実施 ・健康情報等の提供	
	3 元気回復事業の促進	1 文化教養関連事業の実施	・職員と家族の文化祭の実施	0
	4 職場の厚生施設、施策の充実	1 厚生施設の充実	・共済施設の管理運営 ・職員住宅の管理運営	11,515
		2 厚生施策の充実	・各種給付事業の実施 ・各種貸付制度の充実 ・財産形成貯蓄制度の活用促進	
3 新たな厚生制度の調査研究				
合計				127,466

イ 公務災害・通勤災害認定件数（平成22年度）

区 分	認 定 件 数		
	公務災害	通勤災害	合 計
一般部門	12	2	14
教育部門	55	1	56
警察部門	55	1	56
合 計	122	4	126

2 人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験実施状況（平成22年度）

( )内の数字は女性のうち数

試験区分	職 種	申込者数 (人)	受験者数 (人)	第 1 次 合格者数 (人)	第 2 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人)	競争率 (倍)
大 学 卒 業 程 度	行 政	(278) 870	(211) 657	(43) 170	(38) 152	(24) 63	10.4
	薬剤師	(3) 11	(2) 8	(0) 3	(0) 2	(0) 2	4.0
	化 学	(17) 55	(12) 40	(2) 8	(2) 7	(2) 3	13.3
	農 業	(21) 46	(13) 33	(2) 8	(2) 6	(1) 2	16.5
	林 業	(5) 18	(3) 15	(1) 6	(1) 6	(1) 2	7.5
	土 木	(12) 69	(10) 49	(3) 15	(3) 14	(2) 9	5.4
	建 築	(11) 35	(8) 26	(3) 10	(3) 9	(2) 5	5.2
	電 気	(1) 32	(0) 17	(0) 5	(0) 4	(0) 4	4.3
	機 械	(0) 22	(0) 15	(0) 6	(0) 5	(0) 1	15.0
	心 理	(26) 40	(21) 33	(4) 8	(4) 7	(1) 2	16.5
	水 産	(6) 17	(6) 15	(1) 4	(1) 4	(0) 1	15.0
	警察行政	(57) 143	(43) 113	(8) 28	(6) 22	(2) 5	22.6
	小 計	(437) 1,358	(329) 1,021	(67) 271	(60) 238	(35) 99	10.3
	小中学校事務	(151) 274	(114) 205	(10) 19	(9) 18	(4) 8	25.6
合 計	(588) 1,632	(443) 1,226	(77) 290	(69) 256	(39) 107	11.5	
高 校 卒 業 程 度	行 政	(42) 90	(42) 89	(9) 13	(7) 11	(5) 5	17.8
	警察行政	(36) 56	(32) 51	(20) 30	(19) 27	(10) 11	4.6
	小 計	(78) 146	(74) 140	(29) 43	(26) 38	(15) 16	8.8
	小中学校事務	(26) 49	(24) 44	(8) 14	(8) 12	(4) 5	8.8
	合 計	(104) 195	(98) 184	(37) 57	(34) 50	(19) 21	8.8
資 格 ・ 免 許 職	保健師	(40) 41	(35) 36	(8) 8	(8) 8	(3) 3	12.0
	臨床検査技師	(26) 37	(23) 33	(3) 9	(3) 8	(3) 3	11.0
	診療放射線技師	(3) 20	(3) 19	(1) 5	(1) 5	(0) 1	19.0
	作業療法士	(3) 7	(3) 7	(3) 5	(3) 5	(0) 1	7.0
	管理栄養士	(29) 33	(25) 28	(6) 8	(5) 7	(2) 2	14.0
	栄養士	(60) 64	(57) 61	(15) 15	(14) 14	(6) 6	10.2
	保育士	(24) 28	(22) 25	(10) 12	(9) 10	(4) 4	6.3
	合 計	(185) 230	(168) 209	(46) 62	(43) 57	(18) 20	10.5



警 察 官	大卒者(男性) (第1回)	717	586	509	425	133	4.4
	大卒者(女性) (第1回)	(111) 111	(85) 85	(28) 28	(20) 20	(9) 9	9.4
	大卒者(男性) (第2回)	340	229	126	111	17	13.5
	小計	(111) 1,168	(85) 900	(28) 663	(20) 556	(9) 159	5.7
	高卒者等(男性)	353	218	188	169	33	6.6
	高卒者等(女性)	(100) 100	(54) 54	(20) 20	(17) 17	(2) 2	27.0
	高卒者等(男性) (10月採用)	347	261	96	86	16	16.3
	小計	(100) 800	(54) 533	(20) 304	(17) 272	(2) 51	10.5
	特別区分(柔道)	3	3	1	0	—	—
	特別区分(剣道)	4	4	1	1	0	—
	特別区分(国際)	(1) 3	(1) 2	(1) 1	(1) 1	(0) 0	—
	小計	(1) 10	(1) 9	(1) 3	(1) 2	(0) 0	—
	合計	(212) 1,978	(140) 1,442	(49) 970	(38) 830	(11) 210	6.9

イ 選考考査実施状況(平成22年度)

(ア) 試験による選考

( )内の数字は女性のうち数

職 種	申込者数 (人)	受験者数 (人)	第1次 合格者数 (人)	第2次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人)	競争率 (倍)
獣医師	(6) 13	(6) 11	(4) 9	(4) 8	(2) 5	2.2
犯罪鑑識技術者 (物理)	(5) 31	(4) 20	(1) 5	(0) 4	(0) 1	20.0
職業訓練指導員	(0) 8	(0) 7	(0) 5	(0) 3	(0) 2	3.5
博物館資料専門員 (専門分野:昆虫)	(1) 28	(1) 28	(0) 7	(0) 7	(0) 1	28.0
行 政 (身体障害者)	(4) 11	(4) 9	(3) 6	(3) 6	(1) 2	4.5
小中学校事務 (身体障害者)	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 1	1.0
合 計	(16) 92	(15) 76	(8) 33	(7) 29	(3) 12	6.3
技能労務員対象 任用替え	107	105	※ 1次・2次の区分なし		58	—

(イ) その他の選考（人事交流等）

職種又は職名	選考合格者数（人）	職種又は職名	選考合格者数（人）
部長相当	3	医師	17
課長相当	25	看護師	34
課長補佐相当	13		
係長相当	40		
主任	2		
主事	2		
技師	1		
警視	5		
警部	10		
警部補	6	合計	158

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成22年10月15日、県議会及び知事に対し、次のような内容の報告及び勧告を行った。

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成22年10月15日  
栃木県人事委員会

<p>《ポイント》</p> <p>月例給、特別給（ボーナス）ともに引下げ ～平均年間給与は△10万円（△1.6%）</p> <p>1 月例給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料表を平均0.1%引下げ改定（中高年齢層に限定して引下げ）</li> <li>その他の給料表も行政職給料表との均衡を基本に引下げ（医療職給料表(1)等を除く。）</li> <li>55歳を超える職員の給料及び給料の特別調整額の支給額を1%減額</li> </ul> <p>2 特別給（ボーナス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間支給月数を0.2月分引下げ（4.15月→3.95月）</li> </ul> <p>※このほか、自宅に係る住居手当を本年度限りで廃止</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 給与勧告制度の基本的な考え方

- 給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤であると考えます。
- 本委員会は、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本とし、国及び他の地方公共団体の職員の給与や社会経済情勢全般の動向等を踏まえて勧告を行っている。

2 職員の給与

(1) 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内799民間事業所から170事業所を無作為に抽出し、個人別給与等を調査した。（調査完了 149事業所（完了率87.6%）、調査実人員 約6千人）

ア 月例給

本年4月分給与について職員給与と民間給与との比較を行った結果、職員の給与の特例に関する条例（平成21年栃木県条例第54号。以下「特例条例」という。）による減額措置（注）がないものとした場合は、職員給与が民間給与を上回っており、減額措置適用後では職員給与が民間給与を下回っている。

勧告における公民較差は、本来支給されるべき適正な給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、これまで同様、特例条例による減額措置がないものとした場合の較差△1,104円（△0.28%）とする。

（注）全職員の給料を5%減額する措置

民間給与 ①	職員給与 ②		較差 ①-②
388,715円	減額措置前	389,819円	△1,104円（△0.28%）
	減額措置後	371,972円	16,743円（4.50%）

イ 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較した結果、職員の支給月数（4.15月）が民間の支給割合（3.95月）を0.2月分上回った。

(2) 本年の給与の改定

ア 給料表

(7) 行政職給料表

人事院勧告に準じて、中高年齢層に限定して引下げ（平均改定率 △0.1%）

(4) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を考慮した引下げ（医療職給料表(1)等を除く。）

※ 給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、人事院勧告に準じて、100分の99.59を乗じて得た額に引下げ

イ 50歳台後半層の職員の給与抑制措置

55歳を超える職員（行政職給料表5級及びこれに相当する職務の級以下の職員等を除く。）について、人事院勧告に準じて、給料及び給料の特別調整額の支給額を一定率で減額（△1%）

ウ 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう、支給月数を0.2月分引下げ（4.15月分→3.95月分）

【一般の職員の場合の支給月数】

	6月期	12月期	年間計
平成22年度 期末手当	1.25月（支給済）	1.35月（現行1.5月）	2.6月
勤勉手当	0.7月（支給済）	0.65月（現行0.7月）	1.35月
平成23年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.6月
以降 勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月

エ 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当（月額3,900円）を本年度限りで廃止

#### オ 超過勤務手当

民間企業の実態を踏まえ、人事院勧告に準じて、月60時間の超過勤務の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

#### カ 実施時期等

- ・この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日のときは、その日）。ただし、自宅に係る住居手当の廃止は、平成23年4月1日から実施
- ・本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、人事院勧告に準じて、①4月の給与に調整率（△0.35%）（注）を乗じて得た額に、4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、②6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額との合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職員\*全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

\*行政職員とは、民間給与との比較を行っている行政職給料表及び事務職給料表適用職員（平成22年4月1日付け新規学卒の採用者を除く。）をいう。

#### (3) 給与構造改革の進捗状況等

- ・平成17年の勧告時の報告において、給与制度全般にわたる給与構造改革の全体像を示し、平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施してきており、本年度には、地域手当の支給割合が本来の割合となった。
- ・人事院勧告に準じて、平成23年4月に、若年・中堅層（47歳未満の職員）を対象として、これまで抑制されてきた昇給を1号給回復

#### (4) 教員給与の見直し

今後も、国及び他の都道府県の動向等に留意し、本県の実情等を踏まえ、教員給与の見直しに取り組んでいく必要がある。

### 3 公務運営に関する課題

#### (1) 公務員倫理の徹底

任命権者は、職員に対して綱紀肅正を図り、不祥事の再発防止に努めることが重要である。職員一人一人においても、全体の奉仕者であることを自覚し、高い倫理観を持って行動することが必要である。

#### (2) 勤務環境の整備

##### ア 仕事と生活の両立支援

本年6月から、育児休業、介護休暇及び子の看護休暇制度が拡充され、育児や介護を行う職員を支援する制度の充実が図られた。今後も仕事と生活の両立支援を推進していく必要がある。

##### イ 総実勤務時間の短縮

各種の取組により、総実勤務時間は減少傾向にあるが、今後も管理監督者は職員の時間外勤務の管理の徹底や業務の簡素化を進め、各職員においても効率的な業務の執行に努めるなど、職場が一体となって総実勤務時間の短縮を図ることが重要である。

##### ウ メンタルヘルス対策

依然として多くの職員が心の病により長期の傷病休暇・休職をしており、職員の心の健康管理について、一層の取組が必要である。管理監督者及び職員がそれぞれメンタルヘルスについての理解を深めるとともに、心の不調の予防や早期発見に努め、適切に対処することが重要である。

(3) 人材の育成・活用

ア 人事評価制度の整備

任命権者は、試行継続中の人事評価システムについて、評価結果の任用管理や給与への活用に向けて、今後とも、公正かつ客観的な評価に基づく納得性・説得性の高いシステムの整備に努めていく必要がある。

イ 女性職員の職域の拡大・登用の推進

女性職員の職域の拡大が進むとともに昇任者数も増加傾向にあり、県行政の各分野で重要な位置を占めつつある。

任命権者においては、今後とも女性職員の能力開発や計画的な人材育成を進めるとともに、各分野において有為な人材の積極的な登用に努めていくことが重要である。

ウ 有為な人材の確保への取組

複雑・多様化する行財政課題に的確に対応していくためには、優れた人材を確保することが重要である。今後は、関係機関間の連携を強化し、募集活動の一層の充実を図る必要がある。また、国の動向等に留意しながら、採用試験のあり方について研究・検討を進めていくこととする。

(4) 高齢期の雇用問題への対応

国家公務員の65歳定年制については、国において、平成25年度からの段階的な定年の引上げや定年延長に伴う給与制度の見直し等の骨格が示された。

県においては、国の動向を注視し、職員の士気、組織活力の確保に配慮しながら人事制度の見直し等対応を検討していく必要がある。

現行の再任用制度についても、高齢期の雇用確保と人材活用の観点から、さらに積極的に進めていく必要がある。

【参考】

行政職員の給与改定の状況（平均年齢44.2歳、平均経験年数22.6年）

1 改定額（率）

	給料	給料の特別調整額	はね返し分	計
改定額	△1,007円	△53円	△27円	△1,087円
改定率	△0.26%	△0.01%	△0.01%	△0.28%

（注）はね返し分とは、地域手当のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

2 平均給与月額

	現行	改定後	増減額	率
減額措置前	389,819円	388,732円	△1,087円	△0.28%
減額措置後	371,972円	370,935円	△1,037円	△0.28%

### 3 平均年間給与

	現 行	改定後	増減額	率
減額措置前	6,388,257円	6,287,865円	△100,392円	△1.6%
減額措置後	6,174,096円	6,074,310円	△ 99,786円	△1.6%

#### (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局が適当な措置を執るよう措置の要求があった場合、同法第47条の規定に基づき、これを審査し、判定し、当委員会の権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うものである。

平成21年度末における係属事案はなく、平成22年度に新たな措置要求はなかった。

#### (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第49条から第51条までの規定に基づき、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員から不服申立てがあった場合、当委員会が必要な審査を行い、その結果に基づいて当該不利益処分を承認し、修正し、又は取り消し、及びこれに伴う必要な措置を行うことによって職員の身分保障を確保しようとするものであり、準司法的な手続きによる事後審査の制度である。

平成22年度における不服申立ての審査の状況は、次の表のとおりである。

(県関係)

事 案 名	請 求 事 項	受理年月日等	審査の状況
平成22年(不) 第 1 号	分限免職処分取消請求	H22. 5.25 受理	書面審査中

(受託市町村等関係)

該当なし

(人事課)